

起震車を利用するための手続きについて

1 起震車利用要綱の確認



起震車を利用するための申し込みや利用方法を定めたものです。南海トラフ地震対策課のホームページでご覧いただけます。

【特に確認いただきたいこと】

- 揺れ体験を行う際には、1名以上の安全確認員を確保してください。
- 2時間ごとに15分を目安に休憩時間を確保してください。
- 操作員が昼食をとれるよう配慮してください。

2 利用したい日時の仮決め



南海トラフ地震対策課のホームページに起震車の予約状況をお知らせしていますので、利用日を検討する際の参考にしてください。

※予約状況がリアルタイムに反映されているものではありませんので、お問い合わせ時に、予約できないこともありますので、ご了承ください。

3 予約状況の確認



起震車をお使いになれる市町村の担当課に起震車の空き状況をお問い合わせください。利用可能であれば、予約となります。

※予約の受け付けは、原則として2か月前からとなっていますが、県や市町村が主催する事業、または共催、後援する事業については、それ以前でも予約を受け付けています。

注！後援等を受ける事業については、利用者を確定するための抽選を行っております。利用希望日の前年度の3月上旬ごろの指定する日までに受け付けた申し込みで抽選を行い、利用者を確定し、公表します。この公表後は、先着順での受付となります。なお、詳しくは問い合わせください。

4 申込書の提出



予約が完了したら、「起震車利用申込書」を提出してください。

※配車の計画を作成するために必要ですので、主要道路から実施場所までの経路が確認できる地図と併せて、利用日の10日前までに提出してください。

～あわせて防災学習会の開催もご検討ください～

県では、南海トラフ地震への備えなどをテーマにした防災学習会への講師派遣を行っています。こちらも無料ですので、起震車の揺れ体験と合わせた開催をご検討ください。詳細は、お問い合わせください。



地震の揺れを疑似体験

問い合わせ先：県庁南海トラフ地震対策課（電話：088-823-9317）
予約状況の確認につきましては、市町村役場にお問い合わせください。